

## 森林整備作業入札参加資格審査申請要領

改正	19林第247号 平成19年6月8日
改正	20林第782号 平成20年11月28日
改正	22森整第236号 平成22年12月1日
改正	24森整第200号 平成24年12月6日
改正	26森整第264号 平成26年11月13日
改正	28森整第279号 平成28年11月15日
改正	29森整第82号 平成29年5月12日
改正	30森整第379号 平成30年11月21日
改正	2森整第380号 令和2年11月25日
改正	4森整第299号 令和4年12月5日
改正	6森整第298号 令和6年12月12日

長崎県が発注する森林整備作業の競争入札の参加資格審査申請要領を次のとおり定める。

なお、申請にあたっては、この要領に示す内容を十分に熟読し、間違いないように留意すること。

### 1 定義

この要領において、「森林整備作業」とは、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、植栽、間伐等の森林の育成に関する工事(作業道等の関連する工事を含む)及び人集う里山づくり事業実施基準第3条第2項に定める森林整備の「森林整備工事」、並びに「県営林作業委託実施要領」及び「県営林間伐素材生産販売事業委託要領」に定める「県営林作業」をいう。

また、「従事職員」とは技術職員と、技術職員を除いたその他職員(以下「作業職員」という。)を合わせたものをいう。

### 2 申請者の競争入札参加資格

競争入札に参加することのできる者は、次の(1)から(3)に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 「森林整備工事」にあっては次のア、イのいずれかに該当する者であること。

「県営林作業」にあっては次のウ、エのいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に基づき競争入札に参加することのできない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による長崎県知事の認定を受けた者

イ 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(昭和53年12月8日告示第975号)第1の2の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札の参加資格(土木工事一式又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。)を有し長崎県内に本社又は本店を有する者

ウ 施行令第167条の4の規定に基づき競争入札に参加することのできない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)以外の者で、法第5条第1項の規定による認定を受けた者

エ 21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成6年8月15日付け6林野企第125

号農林水産事務次官依命通達) 第2の1の(1)の規定に基づき認定された森林整備合理化計画の施業受託者である者。

(2) 事業主又は常時雇用している者が、次のいずれかの「資格名称」に該当する者(以下「技術職員」という。)であること。

ア 「林業普及指導員」又は「林業改良指導員」

森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者(森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。)

イ 「技術士(森林部門)」

技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(森林部門)の2次試験に合格した者

ウ 「林業作業士」、「現場管理責任者」又は「統括現場管理責任者」

法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士、現場管理責任者又は統括現場管理責任者の認定を受けた者

エ 「林業技士」

一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

オ 「林業に関する学科修了者」

学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校において林業に関する学科を修めて卒業した後、植栽、間伐等の森林の育成に係る業務について1年に60日以上かつ5年以上(同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあっては、1年に60日以上かつ3年以上)の実務経験を有する者

カ 「実務経験10年以上」

森林整備作業に係る業務について1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者

キ 「林業就業参入研修修了者」

建設業の土木工事一式若しくは造園工事に関する監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を有し、かつ林業労働力確保支援センターが開催する林業就業参入研修を修了した者

(3) 森林整備作業の経験を有する従事職員を常時3人以上雇用しており、かつ当該職員のうち2人以上が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。以下「伐木等の業務特別教育」という。)を受けた者であること。

なお、平成31年2月12日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、令和2年8月1日から、改正前の特別教育を受講した者も、今回の改正により補講を受講する必要があるので注意すること。

### 3 申請書の提出方法等

(1) 持参又は郵送とする。

(2) 申請書の記入又は添付書類に不備があるものは受付できない。

不備なものは返却するので、提出前によく確認のうえ提出すること。

### 4 申請書の受付等

(1) 受付期間

令和7年1月4日から令和7年2月28日までに必着とする。

ただし、令和7年度以降に新規申請する者については、令和8年9月30日までに必着とする。

(2) 郵送先 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課又は森林整備室

(3) 有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。

ただし、令和6年度以降に新規申請した者については、資格認定の日から令和9年3月31日までとする。

(4) 問い合わせ先 長崎県 農林部 林政課 普及指導班  
森林整備室 森林土木班

電話 095-895-2990

095-895-2992

## 5 申請書及び添付書類

(1) 申請者は、次の(2)から(12)までの申請書及び添付書類のうち、申請に必要な書類を提出しなければならない。(別表の提出書類一覧表を参考にすること。) なお、申請書及び添付書類の記入にあたっては、この要領及び添付書類の各様式の記入方法、欄外の注意事項を参照し、誤りや記入漏れがないように明確に記入すること。

もし、提出書類に虚偽の事項を故意に記載した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがあるので、十分に注意すること。

ア 登記事項証明書等の各証明書は、いずれも申請日直前3ヶ月以内に証明されたものに限る。

イ 営業所等の取り扱いについては、次のとおりとするので申請にあたっては留意すること。

(ア) 営業所長等に代理権を与えることはできない。

(2) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

ア 法人の場合は、登記事項証明書に記載されているとおりに記入すること。

イ 個人の場合は、「住所」は営業所の本拠地、「商号又は名称」は屋号等、「代表者氏名」は経営者の氏名を記入すること。

ウ 申請に使用する印は、印鑑証明された印鑑を押印すること。

エ 技術職員の資格等の名称欄は、この要領2の(2)に規定する「資格名称」を記入すること。

(3) 資格要件に必要な認定書等(写し可)

「森林整備工事」にあっては、この要領2の(1)ア、イのいずれかの資格要件を有する通知書を添付し、「県営林作業」にあっては、ウ、エのいずれも資格要件を有する通知書を添付すること。

ア 法第5条第1項の認定を受けた者にあっては、「改善計画認定通知書」

イ 建設工事等競争入札参加資格を有する者にあっては、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」

ウ 森林整備合理化計画の施業受託者にあっては「森林整備合理化計画認定通知書」

(4) 登記事項証明書及び誓約書(写し不可)

ア 法人の場合は、登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内のもの)を添付すること。

イ 個人の場合は、誓約書(様式第2号)を添付すること

(5) 業務に必要な資格検定合格証等

ア 技術職員の業務に必要な資格検定合格証等

この要領2の(2)に規定するいずれかの資格検定合格証等を有する証明書等を添付すること。

なお同一人が2つ以上の資格等を有する場合には、そのうち主な1つの資格等の添付で可。

- (ア) 林業普及指導員又は林業改良指導員の合格通知書(原本の写し)
- (イ) 技術士の2次試験合格証(原本の写し)
- (ウ) 林業作業士又は現場管理責任者、統括現場管理責任者の認定証(原本の写し)
- (エ) 林業技士の登録証(原本の写し)
- (オ) 林業に関する学科修了者は、卒業証明書(申請日前3ヶ月以内のもの(写し不可))及び実務経験を修めた実務経験証明書(写し不可)(様式第3号)

- (カ) 実務経験のみの場合は、実務経験証明書(写し不可)(様式第3号)  
(1年に60日以上かつ10年以上の経験があることを確認できるように記載すること。)

- (キ) 林業就業参入研修の修了証書(原本の写し)及び監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等の合格証明書(原本の写し)

イ 従事職員の業務に必要な資格検定合格証等

この要領2の(3)に規定する伐木等の業務特別教育修了証(原本の写し)を添付すること。

なお、2人以上の修了者が必要。

(6) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内のもの。写し不可)

ア 国税の未納がないことを証する税務署長の納税証明書を添付すること。ただし、消費税及び地方消費税については、免税業者であれば当該納税証明書を添付する必要はない。

- (ア) 法人の場合は、法人税並びに消費税及び地方消費税について

- (イ) 個人の場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税について

イ 県税の全税目の未納がないことを証する振興局長の納税証明書を添付すること。

なお、個人事業主は、個人県民税についての市町長による証明書を添付すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収を猶予されている場合においては、前2号の納税証明書に替えて徴収猶予許可通知書(写し)を添付すること。

(7) 財務諸表(審査対象となる営業年度の終了日以前2年の財務諸表)

ア 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付すること。

イ 個人の場合で、青色申告者は損益計算書、資産負債額調(貸借対照表)、白色申告者は確定申告書、白色申告者(個人事業者)に係る財務関係明細書(様式第4号)を添付すること。

(8) 印鑑証明書(申請日前3ヶ月以内のもの。写し不可)

ア 法人の場合は、法務局の印鑑証明書を添付すること。

イ 個人の場合は、市町長の印鑑証明書を添付すること。

(9) 使用印鑑届(写し不可)

本社又は本店が直接長崎県と取引する場合にあって、印鑑証明されたもの以外の印鑑を入札、契約、請求書等に使用する場合は、使用印鑑届(様式第5号)を添付すること。

(10) 経営事項(様式第6号)

ア 自己資本の額及び年間売上高は、財務諸表等と整合させて記入すること。

イ 経営比率については、小数点第1位まで記入すること。

(11) 森林整備作業実績一覧(様式第7号)

工事内容が不明なものについては、電話等で確認する。

(12) 従事職員名簿(様式第8号)

この要領2の(2)、(3)の規定のとおり、常時雇用する従事職員が3人以上で、そのうち2

人以上が伐木等の業務特別教育修了者であり、かつ、技術職員が1人以上いなければ競争入札参加資格者の要件を満たさないので注意すること。

ア 技術職員及び作業職員の数は、申請書(様式第1号)の人数と一致させること。

イ 技術職員及び作業職員は、申請日の前日において常時雇用(パート・アルバイト等は除く)していることを確認するので、次に掲げるいずれかを添付(写し)すること。

なお、医療保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号が記載された書類を添付する場合は、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」に基づき、被保険者等記号・番号等にマスキングを施すなど個人情報を確認できないようにして写しを作成すること。

(ア) 雇用保険の被保険者資格取得確認通知書

(イ) 健康保険・厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書

(ウ) 賃金台帳

ウ 森林整備作業従事経験年数欄においては、技術職員及び作業職員は、森林整備作業の経験者であることから、経験年数を必ず記入すること。

## 6 提出部数 1部

## 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果を申請者に通知するので、申請書と一緒に返信用切手を貼った長3封筒を提出すること。

## 8 申請後に変更があった場合の届出

申請書を提出した後、次の事項に変更があった場合は、速やかに競争入札参加資格申請事項等変更届(様式第9号)を提出すること。

なお、変更内容が確認できる書類を1部添付すること。

(1) 住所

(2) 商号又は名称

法人である者に限り登記事項証明書(写し不可)を添付すること。

(3) 代表者の氏名

ア 法人の場合は、登記事項証明書(写し不可)を添付すること。

イ 個人の場合は、誓約書(様式第2号)を添付すること。

(4) 建設工事等競争入札参加資格

最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し可)を添付すること。

(5) 使用印鑑(写し不可)

ア 実印にあっては印鑑証明書(写し不可)を添付すること。

イ 代表者印(実印)以外を取引に使用する場合は、取引に使用する印鑑(様式第5号)を添付すること。

(6) 従事職員、資格等

ア 追加の場合は、雇用を証明するものの写し

イ 資格に関するものは、その資格を証明するものの写し

(7) 電話番号及びファックス番号

添付書類の必要はない。

9 その他

競争入札参加資格審査に際し、必要がある場合は資料等の提出を求めることがある。

10 森林整備作業における電子入札の実施

令和6年7月1日より森林整備工事においても電子入札を実施している。

電子入札に参加するためには別途、利用者登録等が必要となるので注意すること。

&lt;参考&gt;

## 申請書、変更届及び添付書類一覧表

○印は必ず提出、△印は該当する場合に提出

要領番号	様式名	様式番号	森林整備工事	県営林作業	写しの可否
5-(2)	○ 競争入札参加資格審査申請書	1	○	○	否
5-(3)	○ 要件上の資格認定書等 ・改善計画認定通知書(法第5条第1項の認定)		下記のいずれか	下記のいずれも	
	・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		○	○	可
	・森林整備合理化計画認定通知書		○		可
			○	○	可
5-(4)	○ 登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内のもの) ○ 誓約書	2	法人 ○ 個人 ○	法人 ○ 個人 ○	否 否
5-(5)	○ 業務上の資格検定合格証等 (技術職員の場合) 次のいずれか1つ以上 ・林業普及指導員(林業改良指導員)資格合格通知書 ・技術士(森林部門)の第2次試験合格証 ・林業作業士(現場管理責任者、統括現場管理責任者)認定証 ・林業技士登録証 ・学歴の場合は、卒業証明書及び実務経験証明書 ・実務経験のみの場合は、実務経験証明書 ・林業就業参入研修修了証書 * 森林・林業基礎除間伐コース、林産(伐採・搬出)コース、路網整備コースのいずれかの修了証書 (研修修了証書と併せて、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等の合格証明書も提出)	3	○	○	
					可
					可
					可
					否
					可
					可
					可
					可
	(従事職員の場合) ・伐木等の業務特別教育修了証		○	○	
5-(6)	○ 納税証明書(国税) ・法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税 ・個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税 新型コロナウイルス感染症の影響により税の徵収を猶予されている場合、納税証明書に替えて徵収猶予許可通知書(写し)を添付。		法人 ○ 個人 ○	法人 ○ 個人 ○	否 可
	○ 納税証明書(県税) ・県税(全税目) ・個人事業主は、個人県民税 新型コロナウイルス感染症の影響により税の徵収を猶予されている場合、納税証明書に替えて徵収猶予許可通知書(写し)を添付。		法人 ○ 個人 ○	法人 ○ 個人 ○	否 可
5-(7)	○ 財務諸表(直前2年間の決算書類) ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 ・個人の場合、 ・青色申告者の場合は、損益計算書、資産負債額調(貸借対照表) ・白色申告者の場合は、確定申告書、白色申告書(個人事業者)に係る流動資産・流動負債調査表	4	法人 ○ 個人 ○	法人 ○ 個人 ○	可
5-(8)	○ 印鑑証明書 ・法人の場合は、法務局の証明 ・個人の場合は、市町村長の証明		法人 ○ 個人 ○	法人 ○ 個人 ○	否
5-(9)	○ 使用印鑑届(本社等) ・本社又は本店が直接県と取引する場合に使用される印鑑 * 本社又は本店(申請者)が、印鑑証明されたもの以外の印鑑を入札、契約、請求等に使用する場合	5	△	△	否
5-(10)	○ 経営事項	6	○	○	可
5-(11)	○ 森林整備作業実績一覧	7	○	○	可
5-(12)	○ 従事職員名簿(全体で3人以上必要) ・雇用保険の被保険者資格取得確認通知書、健康保険・厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書、賃金台帳	8	○ ○	○ ○	可 可
8	○競争入札参加資格申請事項等変更届 ・登録後、登録内容に変更があった場合、上記に準じて提出	9	上記に準じる	上記に準じる	上記に準じる
その他	○ 森林整備作業競争入札参加資格登録書の送付用封筒 ・長3封筒に返信用切手を貼ったもの		○	○	—

様式第1号

※受付番号		※登録番号	
-------	--	-------	--

※受付

## 競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者	郵便番号	印
住 所	ふりがな	
商号又は名称	ふりがな	
代表者氏名	代表者氏名	
電話番号	電話番号	
FAX番号	FAX番号	

長崎県が発注する森林整備作業に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添え申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

### 1. 申請資格審査 申請する審査に○を記入

森林整備工事	
県営林作業	

### 2. 申請従事職員

名 称 等	人 数
従 事 職 員 の 数 ( A )	人
資格等の名称	
	人
( A ) の う ち 安 全 衛 生 教 育 を 受 け た 者 の 数	人

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 森林整備工事、県営林作業の両方の審査を申請する場合、両方に○をすること。

両審査で添付資料が重複する場合の提出は1部で良い。

3 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二つ以上の資格等を有する場合には、そのうち主な1つの資格等(林業技士、実務経験等)により記入すること。

4 「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る)を受けた者の数を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号

誓

約

書

年 月 日

長崎県知事

様

郵便番号  
申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを  
誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 実務経験証明書

長崎県が発注する森林整備作業に係る競争入札に参加する者に必要な実務経験については、次のとおり事実と相違ないことを証明します。

年　月　日

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話・FAX番号

ふりがな 氏名				証明者と被証明者との関係
生年月日	年　月　日 (　歳)			
連絡先	(〒　ー　　) 住所 : 電話番号(自宅 :　　)			
資格	年月卒業(学校名 :　　)　　学科 : (　　)			
実務経験	期間		勤務先及び職名	実務経験の内容
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	S・H・R	年　月～S・H・R	年　月	
	合計		年　月	

- 注 1. 証明者は、会社もしくは森林組合等としてください。  
 2. 本書は、資格者の「林業に関する学科修了者」及び「10年以上の実務経験者」について技術職員毎に別葉で記入する。  
 3. 資格欄は、林業に関する学科修了者の場合に卒業年と学校名、学科を記入する。  
 4. 実務経験欄は、森林整備作業に係る実務経験年数を記入のこと。  
 5. 実務経験の内容は(記入例:治山事業・造林事業など)を記入する。  
 6. 実務経験の「期間」欄には、実際にその業務に従事した期間を記入する。  
 　　(1年に60日以上かつ10年以上(林業に関する学科修了者においては、要件を満たす経験年数以上)の経験があることを確認できるように記載すること。)  
 7. 林業に関する学科修了者の場合は、卒業証明書を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(様式第4号)

## 白色申告者(個人事業者)に係る財務関係明細書(個人用)

### 貸借対照表

令和6年12月31日現在

単位:円

資産の部		負債・資本の部	
流动資産		流动負債	
現金		支払手形	
当座預金		買掛金	
定期預金		短期借入金	
その他の預金		未払金	
受取手形		前受金	
売掛金		預り金	
有価証券		その他流动負債	
棚卸資産			
前払金		固定負債	
貸付金		長期借入金	
その他の流动資産		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物・建物附属設備			
機械装置・車両運搬具		引当金	
工具・器具・備品		貸倒引当金	
その他有形固定資産		その他	
無形固定資産			
電話加入権			
その他無形固定資産		事業主借	
		元入金	
繰延資産		所得金額(損益計算書の(ス))	
繰延費用			
事業主貸			
資産の部合計		負債・資本の部合計	

### 損益計算書

(令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで)

単位:円

経常損益	
(ア) 売上金額(雑収入含む)	
(イ) 売上原価(差引原価)	
(ウ) 差引金額(売上総損益) [(ア) - (イ)]	
(エ) 経費	
(オ) 差引金額 [(ウ) - (エ)]	
各種引当金・準備金等	
(カ) 繰戻額等 [(キ) + (ク)]	
内訳 (キ) 貸倒引当金	
(ク) その他	
(ケ) 繰入額等 [(コ) + (サ) + (シ)]	
内訳 (コ) 貸倒引当金	
(サ) 専従者給与	
(シ) その他	
(ス) 所得金額 [(オ) + (カ) - (ケ)]	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号

## 使　用　印　鑑　届

(本社等が長崎県と取引する場合に使用する印鑑)

社　印	代表者印

上記の印鑑は、入札及び見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために  
使用したいので届け出ます。

年　　月　　日

郵　便　番　号  
(本　社)　住　所

商号又は名称

代　表　者　氏　名

印

(印鑑証明書印を押印)

注　本社・本店(申請者)が、印鑑証明されたもの以外の印鑑を使用される場合に押印してください。  
ただし、印影の変形しやすいものは除きます。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 経 営 事 項

本社又は本店名

**1. 経営状況(財務諸表等と整合させて記入してください。)**

(1) 自己資本の額

区分	直前決算期	剰余(欠損)金処分
払込資本金	千円①	—
準備金	千円②	千円④
積立金	千円③	千円⑤
繰越金(繰越欠損)	—	千円⑥
合 計 ( ①+②+③+④+⑤+⑥ )		千円

(2) 売上高

直前第2年度分(A)	直前第1年度分(B)	年間平均額
千円	千円	(A+B)/2 千円

(3) 経営比率

流動資産の額(A)	流動負債の額(B)	流 動 比 率
千円	千円	A/B×100 %

**2. 森林整備作業実績(過去2年間)**

年 度	面 積	請負金額	備 考
過去2年度目	ha	千円	令和4年度
過去1年度目	ha	千円	令和5年度

注 1 様式第7号「森林整備作業実績一覧」から転記してください。

2 実績がない場合は、「0」と記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 森 林 整 備 作 業 実 績 一 覧

本社又は本店名

年 度	発注機関	元請・下請 区分	作業名	作業場所	面積	作業内容	請負金額	契約 年月日
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
計								

- 注
- 1 申請日の属する年度の前2年度分(令和4年度、令和5年度)の森林整備作業に関する実績を年度別に記入する。
  - 2 発注機関は、国、県、市町、公社、個人等を記入する。(下請を含む)
  - 3 下請にあっては、「発注機関」欄に元請負者名を記載とともに県等の発注機関名を、( )で記入する。
  - 4 欄が不足するときは、別葉とする。
  - 5 実績がない場合は、「作業名」欄に「なし」と記入する。
  - 6 面積は、ha止め、請負金額は、千円止めとし、端数は、いずれも切り捨てる。
  - 7 作業内容は、森林整備に関する内容を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 従事職員名簿

本社又は本店名

区分	氏名	年齢	技術職員（申請要領2の(2)関係）							從事職員作業経験(申請要領2(3))	労安法に基づく安全衛生教育(伐木等の業務特別教育修了者)>	
			①	②	③	④	⑤		⑥	⑦		
			林業普及指導員等	技術士 (森林部門)	林業 作業士等	林業技士	最終学歴	卒業 年度	実務経 験年数	林業就業 参入研修		
技術職員												
小計												
作業職員												
小計												
計												

- 注 1 技術職員は、申請要領 2の(2)に掲げる者をいい、作業職員の欄に重複しては記載しない。  
 2 技術職員欄は該当する項目に○印を記入する。2つ以上の資格を有するときは、そのうち主な1つの資格欄に記入する。  
 3 ⑤、⑥に該当する技術職員は、森林整備従事経験年数欄にその実務経験年数を記入する。  
 4 作業職員は、従事職員のうち技術職員以外の者をいい、技術職員の欄に重複しては記載しない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

競争入札参加資格申請事項等変更届

年 月 日

長崎県知事

様

申請者	登録番号	印
	住所	
	ふりがな	
	商号又は名称	
	ふりがな	
	代表者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	

下記のとおり、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの競争入札参加資格に係る申請事項等に変更を生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更の内容	
		変更前	変更後

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。